

平成20年11月14日(金)

千葉労働局発表

千葉労働局労働基準部賃金室

室長 土田 寿夫

室長補佐 尾根 昇

電話043-221-2328

平成20年度千葉県特定(産業別)最低賃金の改正決定について ～7業種についてそれぞれ8円から10円の引上げ～

- 1 わが国の最低賃金制度は、昭和34年発足以来、社会情勢の変化に即しつつ推進が図られ、千葉県においても千葉県最低賃金とは別に7業種について、特定最低賃金が定められております。

本年も千葉地方最低賃金審議会(会長 手塚和彰 青山学院大学教授)において特定最低賃金の審議が行われました。同審議会は、千葉労働局長に対し7業種が改正を要するとの答申を行い、その後順次特定最低賃金額についての審議を重ね、10月28日の各種商品小売業を最後に、特定最低賃金額改正の答申が出そろったところです。その後、諸手続きを経て、本年12月25日から金額が改定されます。(別添「千葉県特定(産業別)最低賃金改正決定について」参照)

2 改正のポイント

(1) 金額の改正について

千葉県特定(産業別)最低賃金額がそれぞれ8円から10円引き上げられること。

(2) 3業種の件名変更について

- ① 一般機械器具製造業は、「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」
- ② 電気機械器具等製造業は、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」
- ③ 精密機械器具製造業は、「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業」に変更となること。

(3) 発効日について

改正される7業種の産業別最低賃金の発効日は、平成20年12月25日となること。

別添

千葉県特定（産業別）最低賃金改正決定について

千葉労働局

下記産業の事業場で働く労働者に適用される特定最低賃金7業種が下記のとおりとなります。

この最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当等は含まれません。

業 種	改正額 (円)	発 効 日	改正前額 (円)	引上げ額 (円)	
特定 (産業別) 最低賃金	調味料製造業 ※	795	平成20年12月25日	785	10
	鉄鋼業	829	平成20年12月25日	819	10
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 (1) ※	814	平成20年12月25日	805	9
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (2) ※	813	平成20年12月25日	803	10
	測定器・測定器・分析機器、試験機・測定機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業 (3)	798	平成20年12月25日	788	10
	各種商品小売業	775	平成20年12月25日	767	8
	自動車(新車)小売業	807	平成20年12月25日	799	8

- 注 (1) は、現行一般機械器具製造業。
(2) は、現行電気機械器具等製造業。
(3) は、現行精密機械器具製造業。
※ は、適用されない業種があります。

(参考)

千葉県最低賃金	723円	平成20年10月31日
---------	------	-------------